

学士課程において身につけるべき基本的な知識及び資質・能力

	知識	資質・能力
専門	専門教育完成型の大学において行われる。 (化学反応論、構造解析法など)	
専門基礎	各分野ごとに不可欠の専門基礎知識。 (有機化学、基礎分析化学など)	○ものづくりのために求められる実践力 ○安全性への配慮 ○人間関係の構築
工学教養 (工学リベラルアーツ) (エンジニアリベラル教育)	○数学 ○物理学 ○化学 ○地学 ○生物学 ○情報学 等	○課題探求能力・解決能力 ○最後までやりとげる責任能力 ○エンジニアデザイン能力 ○工学と社会との関連を知る能力
一般教養	○人文科学 ○社会科学 ○自然科学 ○外国語 等	

※ モデルコアカリキュラムの範囲はどうあるべきか(工学教養全体と各専門基礎と二段構えでよいか。)

※ "機能別分化"をどのように考慮すべきか(異なる到達基準を設定するか。)

○大学設置基準

(単位)

第21条 各授業科目の単位数は大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号を規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

○「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月中央教育審議会)

P13~15 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

P30~31 学士課程